

協議会の推進体制及び設置要綱の改正



2024年3月5日

第15回昇龍道プロジェクト推進協議会



見直しの背景

- 2012年に昇龍道プロジェクトが発足後11年の取組みを通じて、中華圏を中心に昇龍道ブランドは一定程度認知された。
- アフターコロナを見据えたインバウンド促進に向け、様々な変化に柔軟に対応できる組織への見直し、中華圏・アジア圏に加え欧米豪市場への取組強化が必要。
- 第13回昇龍道プロジェクト推進協議会において、協議会のあり方の見直しの検討について言及。
- 昇龍道プロジェクト推進協議会は、約2,150の会員を有しており、このネットワークは最大限生かすとともに、会員が主体となる運営を模索していく必要がある。

⇒このため、昇龍道プロジェクトが持つ価値を最大限生かしながらも、効率的・効果的に会員が主体となって運営していけるように、昇龍道プロジェクト推進協議会のあり方を見直す。

見直し内容

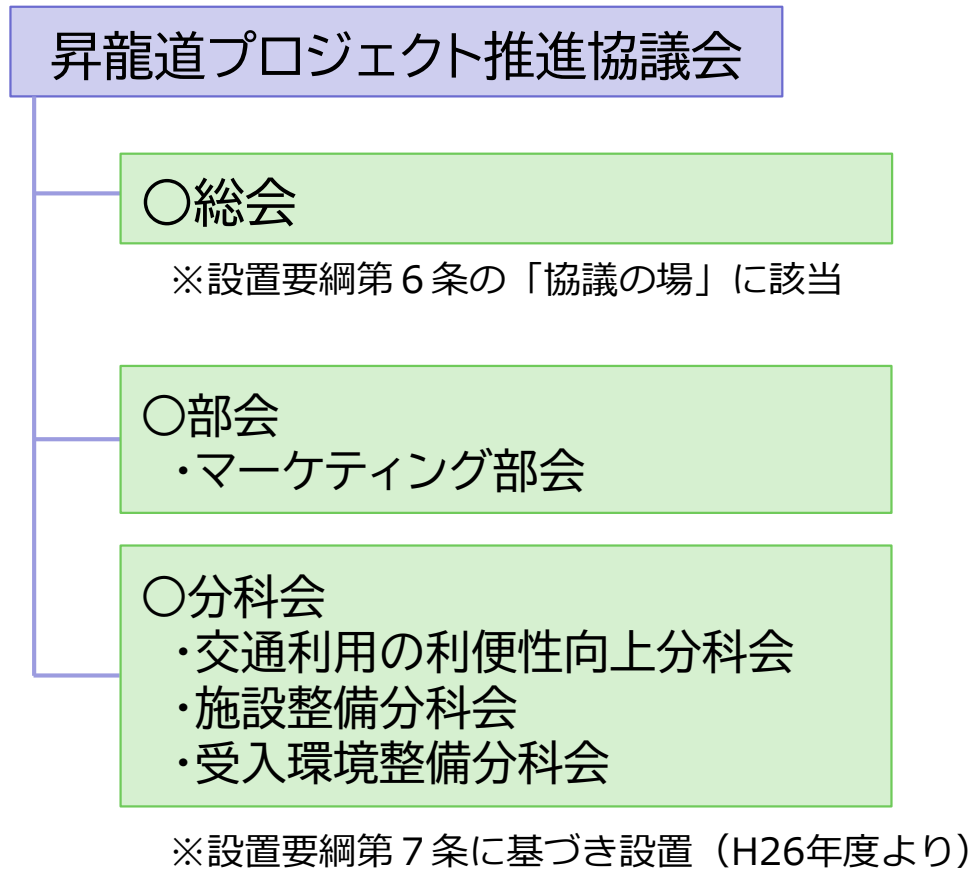
○エリアの総称

- エリアを総称する名称として、新たに「Central Japan」を追加する。なお、「昇龍道」は主に中華圏向けに、「Central Japan」は主に欧米豪向けに、それぞれ使用し、市場ごとに柔軟に対応する。

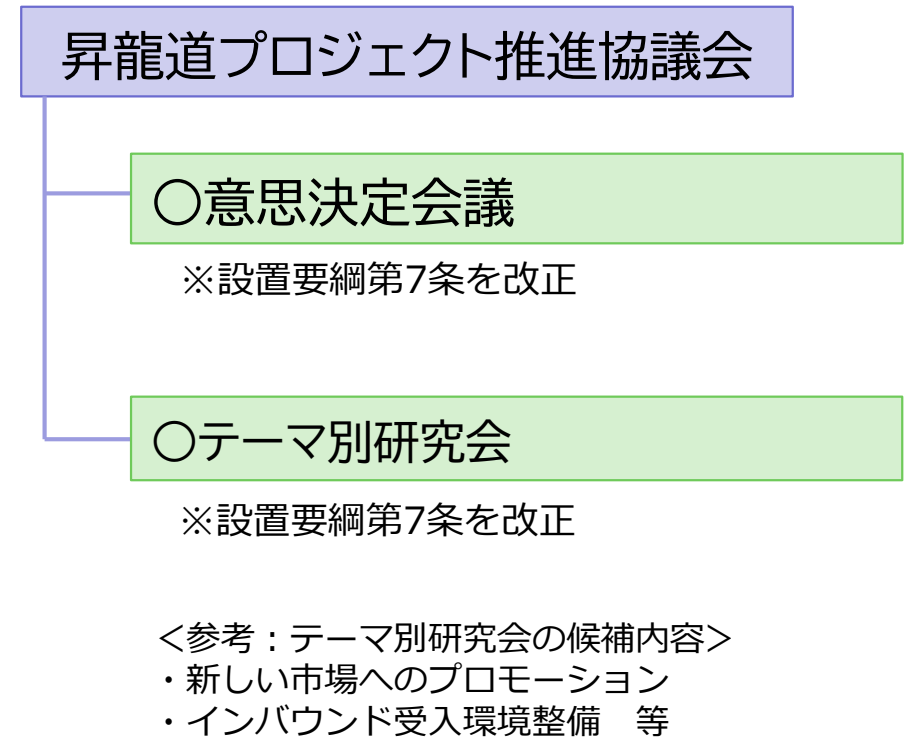
○協議会の推進体制

- 協議会としての意思を決定する場がこれまで明確ではなかったことから、協議会としての意思決定が必要な場合は、臨時に「意思決定会議」を開催する。これまで行っていた総会を開催しない。
- これまで行っていたマーケティング部会と分科会を改め、時勢に応じて臨機応変に対応した研究を行うために、「テーマ別研究会」を設置する。
- 会議の開催形式や事務局機能の変更は行うものの、昇龍道プロジェクト推進協議会は、これまでと同様、設置要綱第2条の目的のとおり、今後も継続していく。

○ 現行の昇龍道プロジェクト推進協議会の体制



○ 今後の昇龍道プロジェクト推進協議会の体制



昇龍道プロジェクト推進協議会設置要綱 改正案

新	旧	改正理由
<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、「昇龍道プロジェクト推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、中部北陸9県への訪日外国人旅行を推進するための課題、すなわち、魅力的な観光資源が凝縮している中部北陸圏の海外へのプロモーション、中部北陸圏によるおもてなしの心と受入環境のレベルアップについて、関係者が、効果的に、かつ、一体感を持って自主的に取り組むために組織する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 「昇龍道」及び「Central Japan」とは、中部北陸9県のエリアを総称する名称とする。</p> <p>2 「中部北陸9県」とは、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県、長野県、滋賀県とする。</p> <p>(活動方針)</p> <p>第4条 協議会は、各参加者が自主的に、かつ、参加者相互の連携を重視しつつ、次に掲げる事項に</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、「昇龍道プロジェクト推進協議会」(以下「協議会」という)と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 協議会は、<u>海外から</u>中部北陸9県への<u>インバウンド</u>を推進するための課題、すなわち、魅力的な観光資源が凝縮している中部北陸圏の海外へのプロモーション、中部北陸圏によるおもてなしの心と受入環境のレベルアップについて、関係者が、効果的に、かつ、一体感を持って自主的に取り組むために組織する。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 「昇龍道」とは、中部北陸9県のエリアを総称する名称とする。</p> <p>2 「中部北陸9県」とは、愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県、長野県、滋賀県とする。</p> <p>(活動方針)</p> <p>第4条 協議会は、各参加者が自主的に、かつ、参加者相互の連携を重視しつつ、次に掲げる事項に</p>	<p>二重表現を修正するため。</p> <p>「Central Japan」は、昇龍道と同じエリアを総称する名称であるため。</p>

<p>取り組むものとする。</p> <p>(1) 中部北陸9県へ訪日外国人旅行者を誘致する際の課題の把握。</p> <p>(2) 国内外に向けて「昇龍道」及び「Central Japan」の広報、普及啓発、中部北陸9県の観光地の魅力発信等のプロモーション。</p> <p>なお、「昇龍道」は主に中華圏向けに、「Central Japan」は主に欧米豪向けに使用するものとし、必要に応じて、対象とする国・地域の言語に合わせて使用することができる。</p> <p>(3) 訪日外国人旅行者の増進に向けて、おもてなしの心及び受入環境のレベルアップ。</p> <p>(4) その他、訪日外国人旅行者の増進に資する取り組み。</p> <p>(協議会の構成員)</p> <p>第5条 協議会の構成員は、自治体、団体、事業者等とする。</p> <p>2 協議会の構成員は、協議会の活動方針に賛同し、その取り組みにあたり、自主的かつ参加者相互の連携を重視する。</p> <p>3 協議会の構成員は、参加申込により登録された者とする。</p>	<p>取り組むものとする。</p> <p>(1) 海外から中部北陸9県への観光客を誘致する際の課題の把握。</p> <p>(2) 国内外に向けて「昇龍道」の広報、普及啓発、中部北陸9県の観光地の魅力発信等のプロモーション。</p> <p>(3) 海外からの訪日外国人観光客の増進に向けて、おもてなしの心及び受入環境のレベルアップ。</p> <p>(4) その他、海外からの訪日外国人観光客の増進に資する取り組み。</p> <p>(協議会の構成員)</p> <p>第5条 協議会の構成員は、自治体、団体、事業者等とする。</p> <p>2 協議会の構成員は、協議会の活動方針に賛同し、その取り組みにあたり、自主的かつ参加者相互の連携を重視する。</p> <p>3 協議会の構成員は、参加申込により登録された者とする。</p>	<p>用語の統一化のため。</p> <p>第3条に合わせるため。</p> <p>対象市場により名称を使い分けるため。</p> <p>二重表現の修正及び用語の統一化のため。</p> <p>二重表現の修正及び用語の統一化のため。</p>
--	---	--

<p>(協議会の役員等)</p> <p>第6条 協議会に会長及び副会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。</p> <p>3 会長が協議の場に参加できない場合は、副会長がその職務を代行する。</p> <p>4 協議会には会長の委嘱により、相談役を置くことができる。</p>	<p>(協議会の役員等)</p> <p>第6条 協議会に会長及び副会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。</p> <p>2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。</p> <p>3 会長が協議会に参加できない場合は、副会長がその職務を代行する。</p> <p>4 協議会には会長の委嘱により、相談役を置くことができる。</p>	<p>第2項に合わせるため。</p>
<p>(協議会の組織及び開催)</p> <p>第7条 会長は、協議の場として意思決定会議を設置することができる。</p> <p>意思決定会議に議長をおき、参加者の中からこれを充てる。意思決定会議での協議事項は、会議終了後に協議会会員に共有する。</p> <p>2 会長は、時勢に応じた課題を具体的に検討させるために、テーマ別研究会を設置することができる。</p> <p>テーマ別研究会に座長をおき、参加者のなかからこれを充てる。テーマ別研究会は原則として公開とする。</p>	<p>(協議会の組織及び開催)</p> <p>第7条 会長は、<u>協議会の下に市場別に部会を設置し、市場別の課題を具体的に検討させることができる。</u></p> <p>2 <u>部会に座長をおき、部会の参加者の中からこれを充てる。</u></p> <p>3 <u>協議会及び部会は原則として公開とする。</u></p>	<p>協議会組織の見直しのため。</p>
<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務局は、<u>一般社団法人中央日本総</u></p>	<p>(事務局)</p> <p>第8条 協議会の事務局は<u>中部運輸局観光部におき、</u></p>	<p>正式名称とするため。</p>

<p>合観光機構、国土交通省中部運輸局観光部及び国土交通省北陸信越運輸局観光部が共同して務める。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議会に諮り定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年3月9日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年3月26日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年6月23日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年5月26日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。</p>	<p>中部運輸局観光部、北陸信越運輸局観光部及び中央日本総合観光機構が共同して務める。</p> <p>(その他)</p> <p>第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は協議会に諮り定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成24年3月9日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年3月26日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年6月23日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成29年5月26日から適用する。</p>	
---	---	--